



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	十分達成している

【総 評】

- ・ 今後とも、事業量を的確に見込み、派遣職員は必要最小限とするとともに、プロパー職員のノウハウ等専門性が最も発揮できる業務を厳選し、収入の確保、経費の節減等により経営の安定化に努めていただきたい。
- ・ 将来に渡って土地の先行取得を行わないのであれば、プロパー職員の雇用問題などの課題を整理したうえで、当法人の役割を見直し、将来的なあり方、方向性について検討していただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員は9名で、県職員及び県出資法人職員が就任している。役員のうち1名は常勤(専務理事)となっている。 ・ 事業量の増減に応じ、公社職員の定数管理の徹底を行うとともに、改革期間中(平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。)西予市内の事務所を閉所、宇和島市内の事務所を開・閉所し、組織の改廃を行っている。 ・ 国、県の公共事業が削減される中、将来にわたって当法人の事業量が確保できるか不透明であり、また、県でも直営で用地取得を行っていることから、今後、職員の雇用問題等具体的な課題を整理した上で、より効率的な組織の構築に向けた検討を行う必要があるが、当面は、公社の受託方針を定めて、県直営の用地事務との差別化を進めながら、引き続き公社のあり方について検討を進めていくこととしている。 ・ 研修については、用地取得事務に伴う幅広い専門的知識を習得するため、国、県等が主催する研修会等に参加させることにより、組織としての専門性の向上を図った。 	
(2) 経営基盤の充実・強化	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当法人は、国や県、西日本高速道路株等の用地買収に係るあっせん事業を受託しているが、事業化が決定した受託事業のみを行っており、金融機関からの借入等による先行取得は行っていないことから、いわゆる「塩漬けの土地」は保有していない。 ・ 事業の受託に関しては、当法人の専門性やノウハウを最大限活用し、かつ安定した収入の確保に努めるため、大規模若しくは短期間で買収が必要な災害関連事業を厳選している。 ・ 事務費節減については、参事3名が推進員を兼務して節約を推進した結果、平成21年度までに、平成17年度実績を100として指数で33まで削減することができた。また、公共事業の削減等を踏まえ、法人運営を効率的に進めていくため、平成18年度から経営企画会議を設置し、事業の進捗状況の把握、業務の効率化、経費削減の徹底などに努めている。 ・ こうした経費節減の取組にも関わらず、国の予算内示の遅れなどから、委託契約期間の空白期間が生じて、経費を事業原価として計上できない期間があったことから、平成20、21年度は赤字を計上した。 	
(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員数は9名で、改革期間中、人数に変動はなかった。 職員数は、平成18年度は64名であったが、平成21年度は37名で、プロパー職員の退職後は、新たな職員は採用せず、派遣職員で調整しながら事業規模に応じた人数としている。なお、退職したプロパー職員のうち、用地事務経験が豊富な者を再雇用し、職員間のノウハウの継承に努めている。 ・ プロパー職員の給与は、公社経営環境等を踏まえ県給与と条例行政職給料表の5級を上限として準用しており、また、県職員と同様の給与減額、超過勤務縮減等を実施した。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
・ 県派遣職員に係る給与については、人的関与見直しによる派遣職員数減員に伴って、改革期間を通じ144,825千円削減した。	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
・ 県派遣職員については、今後とも受託事業量を的確に把握し、事業規模に見合った必要最低限の人数とするよう留意する必要があるが、組織体制の見直しで記載したとおり、当法人と県との役割の見直しに伴い、県の人的関与のあり方についても引き続き検討されたい。	
・ 県退職者については、役職員への就任はない。	
・ 役員は県関係者で占められているが、県に代わって公共用地を取得するなど、公共事業の一端を担う法人であり、必要性は認められる。	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：十分達成している】
・ 改革期間中に法人ホームページを新たに開設し、経営情報を公表している。	
・ 情報公開要綱を定めている。	